大阪府職員措置請求書

平成30年12月28日

大阪府監査委員 殿

一、職員措置請求の趣旨

- 1. 大阪府知事松井一郎は、別添リーフレット(事実証明書に同じ)を大阪府内の 高校生及び支援学校生に配布し、配布させてはならない。
- 2. 大阪府は、大阪府知事松井一郎、大阪市長吉村洋文、IR推進局局長坂本篤則、 及びIR推進局推進課推進課長井谷宣明らの職員に対し、金382,500円を 請求せよ。

との措置を求める。

二、請求の理由

1. 請求人らは大阪府民である。

大阪府(知事 松井一郎)と大阪市(市長 吉村洋文)は共同して大阪府大阪市 I R推進局(局長 坂本篤則、推進課推進課長 井谷宣明)を設置して、いわゆる I Rカジノを推進している。そのカジノは、夢洲にて事実上海外カジノ業者運営させるべく活動している。

この推進局は本来刑法185条に該当する賭博関係行為を民間事業者に認め、 日本人の来客を招き、賭博をさせる場を作らせることを企画しており、刑法上の 違法行為をやらせようとしている。その賭博行為を推進局は、ギャンブルである が娯楽と呼んでいる。しかし賭博は、最高裁判例でも明示するように、健全な労 働意欲や勤労精神を害し、社会に多大な害を与え、国民の射幸心を煽りつ金銭を 賭けさせる反道徳的、教育上の害悪なものである。

2. I R推進局は、リーフレットを約9万1700万部作成し、大阪府下の高校の3年生と支援学校の生徒に配布しようとしている。しかしそのリーフレットは、刑法の定める賭博であるギャンブルの禁止を教育するどころか、ギャンブルを「娯楽」と明記し、高校生を含む若者に肯定させる反教育的なものである。

本来賭博たるギャンブルは、刑法の禁ずる反社会的なもので、府民の健康と社会的生活をも害する可能性が高いことを警告するべきである。しかるに、わざわざ成年ないし18歳にならばできるものとして競馬等の公営競技やパチンコを紹介し、娯楽と宣伝までしているのは反社会行為である。

- 3. そしてIR推進局は、ギャンブルの弊害に無知・無責任なため、今日ギャンブル等の依存症を専ら客の個々の問題でありとして捉えており、その原因をギャンブル事業者が生み出し、増加させることを全く隠している。そしてリーフレットの内容は、卑劣かつ悪質である。
- 4. また高校生や支援学校生が、「のめり込む」といった依存症等の病気になった場合の相談できる公的な相談窓口を案内しているが、本来こんな事で事足りるというものではない。
- 5. またこのリーフレットは、橋本徹前知事以下、維新松井知事や吉村大阪市長の 進めるIRカジノが、家族社会と個人にもたらす深刻な弊害の訴えとカジノ反対 の世論に対し、高校生を含む府民でも正しい付き合い方をすればギャンブル依存 症にならないという責任転化を公費で行なうものである。
- 6. このような欠陥リーフレットは、知事・市長以下IR推進局の無智の下、住民 福祉を図るべき府・市の使命に背くばかりか害悪をもたらすものである。まして、 社会経験が充分備わっていない高校生や支援学校生に配ることは、全く許されな い。

ところでリーフレットは、高校生用に1部あたり3円で10万800部、支援学校生用に1部あたり30円で2670部印刷されたとしている。その印刷コストだけを換算すると。100,800部×3円+2670部×30円=382,500円となり、合計で38万2500円の損失を与えていることになる。

更にIR推進局や各学校が各生徒に配布するための労力や配布コストを考えると、府、市に合計40万円の損害を与える。

7. よって、請求人らは本件の違法なリーフレットの配布により、さらに府と府民に 損害を与えることの差し止めと、既に発生させたことが明らかな損害(印刷費3 8万2500円)を大阪府知事松井一郎氏、大阪市長吉村洋文及びIR推進局の 責任者らにその損害を請求するよう措置勧告を求め、地方自治法242条1項に 基づいて請求する。

三、請求人

別紙のとおり

証拠書類(事実証明書)

- 1. ギャンブル等依存症予防リーフレット(高等学校用)『将来、ギャンブルにのめり込まないために』大阪府・大阪市IR推進局2018年12月作成
- 2. ギャンブル等依存症予防リーフレット(支援学校用) 『将来、ギャンブルにのめり込まないために』 大阪府・大阪市IR推進局 2018年12月作成

添付 書類

1. 事実証明書写し 各1通